

## 医師による病状説明の 勤務時間内実施についてご協力のお願い

厚生労働省では医師の負担軽減や長時間労働の短縮に向けた取り組みを推進しています。

当院におきましても、安心できる良質な医療の提供を実践するため、医師の長時間労働による健康への影響を考慮し、勤務時間外・休日労働の削減に取り組んでおります。

このたび取り組みの一つとして患者さんおよびご家族の皆さまへの医師による病状説明の実施時間を以下のようになさせていただきますことといたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 病状説明の実施時間

**原則として平日の勤務時間内 午前9時～午後5時**

※緊急時など医師が必要と認めた場合についてはこの限りではありません。